

短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護
ショートステイ秀明荘 重要事項説明書
＜令和3年4月1日＞

1 事業者（法人）の概要

名称・法人種別	医療法人社団新風会
代表者の氏名	理事長 高越 秀和
所在地・連絡先	(住所) 岡山県倉敷市玉島阿賀崎2-1-1 (電話) 086-526-8111 (FAX) 086-526-8117

2 サービスを提供する事業所の概要（ご利用施設）

施設の名 称	ショートステイ秀明荘
介護保険事業所番号	3370208369
施設の所在地	岡山県倉敷市玉島中央町1-4-8
電 話 番 号	086-523-0230
F A X 番 号	086-523-0113
管 理 者 の 氏 名	松三 哲

3 事業の目的及び運営方針

(1) 事業の目的

要介護状態（要支援状態）と認定された方に、医療、介護、リハビリテーション等のサービスを提供し、利用者がその有する能力に応じた日常生活を営めるよう支援を行い、居宅での生活を一日でも長く継続できるようサポートするとともに、介護者の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的としています。

(2) 運営方針

- ① 事業所では、医学的管理の下におけるリハビリテーション、介護その他日常的に必要とされる日常生活上の世話をを行い、利用者の生活の質の向上及び利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者が一日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努めます。
- ② 事業所では、利用者の意志及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、利用者に対し身体拘束は行いません。但しやむを得ず身体拘束を行う場合は、その理由を利用者、ご家族等に説明し、同意を得た上で施行し、その経過を記録し、定期的な見直しの後、解消のための検討をいたします。
- ③ 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。
- ④ 事業所では、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携を図り、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努めます。
- ⑤ 基本理念である、「高齢者介護に対する暖かな気持ち」と「情熱」をもって職員全員は利用者に心を開き家庭的愛情を持って接する事を旨とします。
- ⑥ サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者、ご家族等に対して生活や療養上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努めます。

- ⑦ 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則して行います。事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又は家族等の了承を得ることとします。

4 施設の概要

- (1) 利用定員 単独型：20名
 (2) 居室 多床室（5室）、従来型個室（1室）
 (3) 主な設備 食堂、機能訓練室、浴室（一般浴室、特殊浴室）、談話スペース、洗面所、トイレ（一般、障害者用）

5 施設の職員体制

職 種	人 数	業務内容
管理者	1名	事業所の業務を統括し執行します。
医師	0. 1名以上	診察及び保健衛生の管理指導を行います。
介護職員	7名以上	日常生活全般にわたる介護業務を行います。
生活相談員	1名以上	利用者、家族等との相談・指導業務を行います。
機能訓練指導員	0. 3名以上	機能訓練等、指導業務を行います。
管理栄養士	1名以上	利用者の身体の状態、病状及び嗜好を考慮して、給食業務を行います。
調理員	1名以上	利用者の給食業務における調理を管理栄養士の指導のもとに行います。
事務職員	1名以上	施設の管理及び事務処理業務全般を行います。

6 職員の勤務体制

職 種	勤務時間
介護職員	日勤： 8時00分～16時15分 遅出：10時30分～18時45分 夜勤：16時15分～翌8時30分
管理者、生活相談員、機能訓練指導員	日勤：9時00分～18時00分
医師	日勤：9時00分～14時00分

7 サービス内容

施設サービス計画の立案	どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰って生活できる状態になるかという施設サービス計画に基づいてサービス提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。
食事	食事は原則として食堂にて提供します。 心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行います。 管理栄養士の考案する献立表・利用者の嗜好により、食事を提供いたします。

	(食事時間) 朝食 7時30分～ 8時30分 昼食 12時00分～13時00分 夕食 18時00分～19時00分
排泄	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
入浴	一般浴での入浴を基本としますが、介助を要する利用者等には特殊浴槽で対応します。利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。
リハビリテーション	原則として機能訓練室で行います。事業所でのすべての活動がリハビリテーション効果を期待したものです。個別リハビリテーション実施計画書を作成し実施いたします。
相談援助	事業所では、いかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。
離床、整容等	寝たきり防止のため、できる限り離床していただきます。個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助いたします。シーツ交換は、週1回以上実施いたします。
社会生活上の便宜	事業所での生活を実りあるものとするために、適宜レクリエーション行事を企画いたします。
理容・美容	理容師・美容師の出張による理髪サービスをご利用いただけます。

*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金（別紙料金表参照）をいただくものもあります。具体的にご相談ください。

8 施設利用に当たっての留意事項

食物の持ち込み	食事は、特別の事情がない限り事業所の提供する食事をお召し上がりいただきます。事業所は、利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食物等の持ち込みは禁止させていただきます。
面会	面会時間は、月～土曜日（祝日除く）9:00～18:00です。面会の際は、療養棟入口の面会簿に必要事項をご記入ください。
飲酒・喫煙	飲酒・喫煙は禁止させていただきます。
火気の取り扱い	火気の持ち込みは禁止させていただきます。
設備・備品の利用	事業所内の居室や設備、器具は、本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
金銭・貴重品の管理	紛失の恐れがありますので十分注意し、利用者及びご家族での管理をお願いいたします。紛失時の責任は負いかねます。
持ち物・衣類の管理	すべての持ち物には、必ず名前をフルネームでご記入ください。ご記入ないもの、または判別しにくいものは、紛失の恐れがあります。洗濯などにより名前が薄くなっている場合には再度濃くご記入ください。また、季節ごとの衣類の交換等はご家族でお願いいたします。
備品等の持ち込み	備品の持ち込みは事前の許可が必要となります。

宗教活動・政治活動	事業所内で他の利用者に対する宗教活動および政治活動は禁止いたします。
ペットの持ち込み	ペットの持ち込みおよび飼育は禁止いたします。
部屋の移動	療養や心身の状況にあわせた部屋に入居していただきます。また、状況により部屋の移動をして頂くことがあります。
介護保険証の確認・更新・変更	利用時に介護保険証を確認させていただきます。更新・変更時には介護保険証のご提出をお願いします。
介護保険負担限度額認定証の確認	介護保険負担限度額認定証をお持ちの方は、利用時・更新時（毎年7月中旬ごろ）に確認をさせていただきます。更新手続きはご家族でお願いいたします。
医療保険証の確認	利用時に確認させていただきます。後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方は毎年8月1日に更新されますので、7月下旬に新しい被保険者証のご提出をお願いいたします。
利用料の支払いについて	毎月、月末締めとなっております。翌月10日前後に利用料明細書により請求いたしますので、その月の末日までに秀明荘1Fの事務所へお支払いをお願いします。

9 利用料金

利用料金は別紙料用料金表により定めます。

10 協力医療機関

施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかにお願いするようにしています。なお、緊急の場合には、「利用契約書」にご記入いただいた連絡先に連絡いたします。

・協力医療機関

玉島中央病院 / 岡山県倉敷市玉島中央町1-4-8

・協力歯科医療機関

岡山大塚歯科医院 / 岡山県都窪郡早島町前湯153-2

・協力医療機関

マツミクリニック / 岡山県倉敷市玉島中央町1-4-8

11 事故発生時の対応

事故の防止には細心の注意を払います。サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、その事故の状況及び事故に際してとった処置について記録をします。賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。ただし、事業所の責に帰すべからざる理由による場合は、この限りではありません。

12 非常災害対策

(1) 防災設備

スプリンクラー、防火戸、消火器、消火栓、非常階段、誘導灯、非常放送設備、自動火災報知設備、非常通報装置、連結送水管、避難器具等

(2) 防災訓練

年2回（うち夜間想定1回）

13 要望及び苦情の相談

事務所に備えつけられた「ご意見箱」を利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

◆利用に関する相談や苦情については次の窓口で対応いたします。

秀明荘相談受付	
相談対応者	管理者が対応いたします。
電話番号	086-523-0111
対応時間	9:00~18:00

◆公的機関においても、次の機関において苦情申出等が出来ます。

①倉敷市介護保険課相談窓口			
電話番号	086-426-3343	対応時間	8:30~17:15
②浅口市健康福祉部高齢者支援課窓口			
電話番号	0865-44-7113	対応時間	8:30~17:00
③浅口郡里庄町役場健康福祉課窓口			
電話番号	0865-64-7211	対応時間	8:30~17:00
④小田郡矢掛町役場福祉介護課窓口			
電話番号	0866-82-1026	対応時間	8:30~17:00
⑤岡山県国民健康保険団体連合会相談窓口			
電話番号	086-223-8811	対応時間	8:30~17:00

14 その他

施設についての詳細はパンフレットを用意していますので、ご請求下さい。

また、ホームページもありますのでご覧下さい。

(<http://www.tamashima-ch.or.jp/shumei/>)